

「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」策定委員会設置について

1. 設置目的

「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」に関し、専門的な見地からジェトロに対し必要な助言及び提言を行い、当該ガイドラインの策定に貢献することを目的とする。

2. 構成

- (1) 委員会のメンバーは別添の通り。各メンバーは、その所属組織を代表するものではない。
- (2) 委員会には、互選により1名の委員長を置く。委員長は、議事を司る。委員長に事故ある場合、その職務を代理するために1名の副委員長を置く。
- (3) 委員の代表から構成される幹事会を設置する。幹事会は議題を決定するとともに、議事運営を検討する。

3. 活動内容

2002年4月制定の「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」と、2004年4月改定の「JICA環境社会配慮ガイドライン」との整合性を考慮に入れつつ、ジェトロの事業形態に即したガイドライン作成への助言及び提言を行う。

4. 活動スケジュール

月1～2回程度の頻度で委員会を開催する。具体的な日程については委員会において今後の検討の進捗も踏まえつつ随時決定する。

5. 情報公開

委員会は公開で行い、当日の一般参加と発言も認める。また、委員会開催の都度、ジェトロ・ウェブサイトを通じて議事録を公開し、広く一般の意見を求める。

6. 事務局

委員会の事務局は、ジェトロ総務部総務課に置く。

以上